

時 どうしよう?





給与所得の 源泉徴収票の内容





給与所得の源泉徴収票の内容を教えてください



所得税算出の流

「給与所得の源泉徴収票」の内容を解説する前に、次頁の徴収票を見ながら 給与収入から所得税までの算出の流れを知っておきましょう。

因みにこの方の家族構成は妻(パート収入103万円)と16歳と19歳の子供がいます。(地震保険料は年間30,150円です)。

①支払金額(給料・賞与)

②給与所得控除後の金額

A給与所得控除額

B課税所得

- ③所得控除の額の合計額
- 4社会保険料等の金額
- 5生命保険料の控除額
- 6地震保険料の控除額
- ⑦控除対象配偶者の有無等 (配偶者控除)
- 89控除対象扶養親族の数 (扶養控除)
- ©基礎控除

D所得税

E復興特別所得税

⑩源泉徴収税額

追徴

⑩源泉徴収税額

還付

所得税算出の流れ(次頁の給与所得の源泉徴収票とつきあわせて下記の解説を読んでください)

給料・賞与など1年間に会社の①支払金額からサラリーマンの経費の**A給与所得控除額**を引きます。その残額の**2給与所得控除後の金額**から**3所得控除の額の合計額**を引きます。その残額は**B** 課税所得です。これに所得税率を掛けて**0所得税**を算出します。それと東日本大震災の**E復興特別所得税**をプラスします。その合計税額より**⑩源泉徴収税額**が少ないと**追徴**、多いと**還付**されます。さて、12月末の給料は追徴かな? 還付かな?



2 給与所得の 源泉徴収票の内容



							平月	或 2	6	年分	\	紿	j .	与	所	· 1	得	の	沥	亰	泉	、徃	女	収	灵	Ę							
	支 を 受 る	払	住所又は			·		· ·												氏	(フリ		号)										
	る	者	居所																	名	(役耶	戦名)											
		種			別			支	ŧ.	4	金	2	預	給	与所	得	控除	後(の金	額	所	得 控	除	の割	頁の	合 計	額	源	泉	徴	収	税	額
	ŕ	洽 米	≱ •	賞	与		内	1)	4,	80	0,0	00	+	2		3,3	00	,00	[™]		3)	2,6	38	3,63		内	10)	81	,6	[™]
	控除 の す	対象						特別 の額		空除持		象 扶 偶 者 老	i e	除く 人) 数)他		人を	除<)数 (。) co他	位生		金	額(生命の 招	保险			夏保 隆空 除				
	有	無	従	红				円	I	人位	人「	ا	人	赴 人	入	従ノ	人内		人	人	内		0	円			円			円			円
ŀ	0		有	無				ı	Ŀ	1			L		1							708	3,83	36	1	15,0	00	_	44,8	300			
۲	7	1					引控	除可	(8			円	9		国民	年金	保険	料等	の金	沒額		4	Ш	7	(5)) [険料	6) [48,		
L	U	<u>, </u>	居住	開始	年月	日		L			_					配化	禺者(の合	計瓦	斤得		380),00	тЬ	刊 新	固人年	金保)険料(の金額		53,	000) "
																新生	生命係	段米	∔のፏ	金額		24	1,00	00 F	· III·	固人年	金保	(険料(の金額		72,	000) 🖺
																旧生	生命係	段米	4の 会	金額		36	3,00	00	円 旧:	長期損	害保	険料	の金額		19,	300) [7]



上記、給与所得の源泉徴収票の①支払金額(給料・賞与)、②給与所得控除 後の金額の内容について教えてください



- (**1)支払金額(給料・賞与**)…会社が払った給与・賞与の総金額です。
- ②給与所得控除後の金額…自営業者の経費のようにサラリーマンにも経費が認められます。それが**A給与所得控除額**です。①支払金額から**A給与所得控除額**を引いたその金額が**②給与所得控除後の金額**です。

●給与所得控除額の計算式

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
3,600,000円超6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

上記の表が①支払金額(給料・賞与)4,800,000円のA給与所得控除額の算出式です。

- **A給与所得控除額**=4,800,000円 $\times 20\% + 540,000$ 円=1,500,000円
- **②給与所得控除後の金額**=4,800,000円(支払金額)-1,500,000円(給与所得控除額)
- =3,300,000円になります。



こんな時 どうしよう?

こんな時 どうなる?



給与所得の 源泉徴収票の内容





③所得控除の額の合計額のそれぞれの項目の内容とその合計額を教えてく ださい。



③所得控除の額の合計額は、2つの要素から成っています。

ひとつは4社会保険料等の金額、5生命保険料の控除額、6地震保険料の控 除額など保険料等の控除です。

もうひとつは ⑦控除対象配偶者の有無等(配偶者控除)、80 9控除対象扶養親 族の数(扶養控除)、**②基礎控除**の人的控除です。

4社会保険料等の金額、5生命保険料の控除額、6地震保険料の控除額の内容と合計額

4社会保険料等の金額	708, 836	生命保険料控除額	40, 000	旧長期損害保険料	14, 650
		介護保険料控除額	32, 000	地震保険料	30, 150
		個人年金保険料控除額	43, 000	⑥地震保険料の控除額	44, 800
		⑤生命保険料の控除額	115, 000		

(7)、(8)、(9)、(C)の人的控除額の内容と合計額

特定扶養控除	630, 000	630,000 配偶者控除								
扶養控除	380, 000	基礎控除	380, 000							
人的控除合計額 1.770.000										

- ③所得控除の額の合計額=708.836円+115.00円+44.800円+1.770.000円=2.638.636円にな ります
- ●扶養控除…扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。 控除額…380,000円
- ●特定扶養控除…扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいま す。控除額…630,000円
- ●配偶者控除…配偶者控除の対象者は、その年の12月31日に、以下の4つの要件のすべてに当て はまる人です。
- (1)民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)。
- (2)納税者と生計を一にしていること。
- (3)年間の合計所得金額が38万円以下であること。 (給与のみの場合は給与収入が103万円以下)。控除額…380,000円
- ●基礎控除…所得を申告する者に適用される所得控除です。控除額…380,000円





給与所得の 源泉徴収票の内容





私の場合還付、追徴のどちらになるのでしょうか?

1頁の所得税算出の流れに従って計算したのが以下の表です。あなたの場合は 還付されます。

	1						
①支払金額(給与・賞与)							
④給与所得控除額							
②給与所得控除後の金額(①-例)							
4社会保険料等の金額控除	708, 836						
⑤生命保険料の控除額	115, 000						
⑥地震保険料の控除額	44, 800						
⑦⑧⑨◎人的控除額	1, 770, 000						
千円未満切捨て							
	662,000						
	33, 100						
	4社会保険料等の金額控除5生命保険料の控除額6地震保険料の控除額789©人的控除額						

課税所得662,000円の所得税率は5%です。所得税は33,100円になります。

⑤復興特別所得税(上記所得税の2.1%)	695
合計所得税(所得税+復興特別所得税)	33, 700

この外に東日本大震災の復興特別所得税が所得税の2.1%かかります。 合計所得税は33,700円(100円未満切捨て)です。

⑩源泉徴収税額	81,600
合計所得税	33, 700
還付所得税額(⑩-合計所得税)	47, 900

毎月の給与と賞与から源泉所得税を引かれています。

その合計額は**⑩源泉徴収額**81,600円です。

合計所得税は33,700円とその差額があなたの還付される金額(47,900円)になります。

引用・参考資料:「国税庁ホームページ」より